

# 委 託 契 約 書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、済州特別自治道訪問団受入委託業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

## （委託業務）

第1条 甲は、委託業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 委託業務の内容は、別紙「済州特別自治道訪問団受入委託業務仕様書」に記載のとおりとする。

## （信義誠実の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

## （委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和7年2月28日までとする。

## （委託料）

第4条 委託料は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

## （契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

## （委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

## （委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

## （業務の廃止等）

第8条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を付することができる。

## （委託業務完了（廃止）報告）

第9条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

## （検査等）

第10条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。
- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

- 第 11 条 乙は、前条第 1 項又は第 3 項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。
- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

- 第 12 条 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、業務遂行上必要な金額を前金払するものとする。

(再委託等の禁止)

- 第 13 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(代表者変更等の届出)

- 第 14 条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

- 第 15 条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から 5 年間保管しておくものとする。

(契約の解除)

- 第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができるものとする。
- (1) この契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであるとき。
- 2 乙は、前項の規定により、この契約が解除されたときは、甲にその損害の賠償を請求できないものとする。

(解除の措置)

- 第 17 条 甲は、前条第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合において、委託業務の内容の一部が既に完了しているものについては、検査の上、当該委託業務の完了部分につき、相当する

金額を乙に支払うものとする。ただし、第 12 条の規定により前金払を受けている場合で、かつ、その額が完了部分に相当する金額を超えている場合は、その差額を甲に返還するものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、この契約の履行が不可能になったときは、甲乙協議の上、事後の措置を定めるものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年〇月〇日

甲 徳 島 県  
徳島県知事 後藤田 正純

乙 住所  
法人名  
役職 氏名

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

### (適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

### (資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

### (事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。